

○奈良県税条例施行規則

昭和三十二年四月三十日

奈良県規則第二十八号

(法人等指定の手続)

第十五条の二 法人等指定を受けようとする法人又は団体は、第十五号様式の二による申請書に次に掲げる書類を添付して、法人等指定を受けようとする年の前年の十二月一日からその年の十一月三十日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、知事が認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

一 当該法人又は団体が受け入れる寄附金が所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号若しくは第三号に掲げる寄附金又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(以下「財務大臣指定等寄附金」という。)であることを証する書類

二 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるものの写し

三 法人にあつては、登記事項証明書

四 県内に事務所を有することを証する書類

五 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、法人等指定をしたときはその旨を、法人等指定をしなかつたときはその旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

3 知事は、法人等指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

一 指定年月日

二 法人等指定をした法人又は団体の名称及び主たる事務所の所在地

(平二五規則九五・追加)

(法人等指定の効力発生)

第十五条の三 法人等指定は、当該法人等指定の日の属する年の一月一日(当該法人等指定の日の属する年の中途において県内に事務所を有することとなつた法人又は団体にあつては、県内に事務所を有することとなつた日)に遡つてその効力を生ずる。

(平二五規則九五・追加)

(指定法人等に係る変更等の届出)

第十五条の四 法人等指定を受けた法人又は団体(以下「指定法人等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十五号様式の三による届出書にその事実を証する書類を添付して、速やかに知事に提出しなければならない。

- 一 受け入れる寄附金が財務大臣指定等寄附金に該当しなくなつたとき。
- 二 県内に事務所を有しなくなつたとき。
- 三 その他第十五号様式の二による申請書に記載した事項に変更が生じたとき。

2 知事は、前項の規定による届出が指定法人等の名称又は主たる事務所の変更に係るものであつたときは、その旨を告示するものとする。

(平二五規則九五・追加)

(指定法人等に係る報告等)

第十五条の五 知事は、必要があると認めるときは、指定法人等に対し、当該指定法人等が受け入れる寄附金に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

(平二五規則九五・追加)

(法人等指定の取消し)

第十五条の六 知事は、指定法人等が次の各号のいずれかに該当するときは、法人等指定を取り消すことができる。

- 一 正当な理由なく第十五条の四第一項の届出書を提出しなかつたとき。
- 二 正当な理由なく前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は調査を拒んだとき。
- 三 偽りその他不正の手段により法人等指定を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により法人等指定を取り消したときは、当該取消しを受けた法人又は団体にその旨を通知するものとする。

3 知事は、第一項の規定により法人等指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(平二五規則九五・追加)

(法人等指定の失効)

第十五条の七 法人等指定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 指定法人等が受け入れる寄附金が財務大臣指定等寄附金に該当しなくなつたとき。
- 二 県内に事務所を有しなくなつたとき。
- 三 前条の規定により法人等指定が取り消されたとき。

(平二五規則九五・追加)